

令和5年度小・中学生を対象とした動画による消費者啓発事業 業務委託仕様書

1 事業の目的

県内の小学生・中学生を対象に、特にトラブルの多いインターネットやスマートフォン等の「デジタルコンテンツ」に関する消費者トラブルの危険性について、注意を促すことを目的とした動画を制作する。また、中学生に対しては、昨年4月1日に施行された改正民法の成年年齢引下げに関する内容にも触れることとする。

2 業務委託の内容

(1) 委託内容

消費者教育動画を小学生・中学生を対象に各1本ずつ制作する。

(2) 動画内容

児童・生徒が興味を持って受講でき、分かりやすく記憶に残りやすい内容とすること。また、一般的な啓発動画から差別化を図った形式とすること(例：受講対象者と年齢の近い若年層の参画を得て動画を制作する)。

小学生に対しては、実際の消費者トラブル事例を用いることにより、インターネットやスマートフォン等に潜んでいる危険性について正しく理解することで、将来的にこれらに起因する消費者トラブルを回避できるような「基礎」を作る効果が期待できる内容であること。

中学生に対しては、近年増加しているインターネットやスマートフォンに関する消費者トラブルが身近に潜んでいると感じることができる内容であり、併せて対処法等を伝えることで、トラブル回避の習得が期待できるものであること。また、昨年4月1日から施行された民法の成年年齢引下げについて、契約行為における未成年と成年の違いや契約時に注意すべきことについても取り入れること。

なお、動画の長さについては、授業一時間での活用を予定しているため30分程度とすること。

(3) 実施期間

契約日から令和6年1月31日(水)まで

(4) 視聴対象者

県内の小学生・中学生

※動画視聴対象として、小学生は高学年(5・6年)、中学生は全学年を原則とする。

(5) 動画制作にかかる業務について

動画制作にかかる機材の調達、出演者の日程調整、会場レンタル等の動画制作に係る一切の業務は受託者が行うこと。

(6) 業務実施報告書の提出

事業終了後は速やかに、事業完了報告書を県担当課まで提出すること。

(7) その他

動画制作に係る一切の費用は受託者が負担すること。

また、やむを得ない事情で委託業務が完遂できなかった場合、委託料は協議のうえ減額することとする。

なお、仕様書に定めのない事項等については、協議のうえ決定することとする。

3 委託業務に係る特記事項

契約上限額の範囲内で、本仕様書2「業務委託の内容」に加え、本事業の目的達成に資する業務の提案がある場合は、それを妨げない。

4 委託期間

契約日から令和6年1月31日（水）まで

5 契約上限額

4,477,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

6 個人情報の保護

- (1) この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。
- (2) 個人情報の保護に関する法律第176条、第180条及び184条に、委託を受けた事務に従事している者、もしくは従事していた者等に対する罰則を規定しているため留意すること。

7 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとする。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。
また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。
なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書を提出すること。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。
- (4) 契約は、三重県環境生活部くらし・交通安全課において行う。

8 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

9 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによる。

10 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

11 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

12 その他

- (1) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めない。ただし、三重県の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではない。
- (2) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。